環境農林水産常任委員会会議録

平成19年1月23日

場 所 第4委員会室

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

- ○環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査
- ○その他報告事項
- ・平成18年度植栽未済地の調査結果について
- ・宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの 発生について

出席委員(9人)

委 山 裕次郎 員 長 丸 副 委 員 長 外 衛 山 委 員 永 友 美 委 員 星 原 透 典 委 員 水 間 篤 委 員 本 和 男 前 委 員 押 Ш 修一郎 委 透 員 髙 橋 委 員 河 野 哲 也

欠席委員(なし)委員外議員(なし)

環境森林部

環境森林部長 弘 原 \mathbf{H} 美 環境森林部次長(総括) 本 部 殷 或 夫 太 田 英 環境森林課長 環境管理課長 尚 田 英 治 博 美 環境対策推進課長 飯 田 自然環境課長 成 坂 本 海 森林整備課長 金 丸 隆 山村·木材振興課長 村 毅 計 画 指 導 監 木 文 大 正

技術檢查監 林業公社対策監 木材流通対策監 国土保全対策監

 星
 野
 次
 郎

 池
 田
 隆
 範

 楠
 原
 謙
 一

 江
 口
 勝一郎

農政水産部

農政水産部長 農政水産部次長(総括) 農政水産部次長(農政担当) 農政水産部次長(水産担当) 部参事兼農政企画課長 地域農業推進課長 営農支援課長 農産園芸課長 畜 産 課 長 参 事 農村計画課長 農村整備課長 水産政策課長 部 参 事 兼 漁港漁場整備課長 農水産物ブランド対策監 団 体調整監 担い手対策監 農業改良対策監 消費安全企画監 家畜防疫対策監 国営事業対策監 漁業調整監 総合農業試験場長 県立農業大学校長 畜産試験場長

水產試験場長

友 育 生 長 野 明 永 徳 岩 黒 夫 末 保 森 治 和 寬 宮 脇 賢 置 玉 尾 诵 昭 松 村 田 壽 夫 郎 井 好 利 Ш 善 成 石 後藤田 悦 男 藤 田 仁 司 代 洋 田 小八重 雅 裕 假 義 成 屋 弥 良 米 荒 武 正 則 司 吉 \blacksquare 周 男 浜 定 佐 藤 公 那 須 司 藤 齋 尚 近 間 儀 博 児 玉 盛 信

藤

信

武

佐

事務局職員出席者

 議事課主査
 湯地正仁

 政策調査課主事
 小城勇生

〇丸山委員長 ただいまから環境農林水産常任 委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありますが、お手元に配付の日程案のとおりでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇丸山委員長 それでは、そのように決定いた します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。 午前10時1分休憩

午前10時3分再開

〇丸山委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終 了した後にお願いいたします。

○原田環境森林部長 原田でございます。委員の皆様には、本日の委員会を皮切りにいたしましていろんな面でお世話になるかと思います。 よろしくお願いしたいと思います。

座って説明させていただきます。

本日は、お手元に配付しております「環境農林水産常任委員会資料」の表紙にございますが、「平成18年度植栽未済地の調査結果について」 御説明を申し上げたいと思います。

開いていただきまして1ページでございますが、まず、1の調査目的に関連をいたしまして私の方から少し説明をさせていただきたいと思います。まず、①に関しまして、本県の民有林の人工林面積は、御存じのとおりでありますが、

約25万ヘクタールございます。その内訳を申し 上げますと、杉が約7割強、ヒノキが15%ぐら いでありますから、合わせまして全体の9割を 占めていることになります。そして、その人工 林全体で見ますと、55%が8齢級以上、いわゆ る36年生以上となっておりまして、本県の標準 伐期齢が杉に関して申し上げますと35年、一部 広渡川が40年となっておりますので、いつでも 皆伐できる、収穫期に達した森林になっている というところでございます。現時点では外材の 壁に押された状態になっておりますけれども、 山村における雇用の確保とか、あるいは我々が 目指しております「循環できる林業」を確立し ていくことなどを考えますと、現在の杉の生産 量、約100万立方ございますが、これをさらに 増加させていくということが望ましい姿である わけであります。

一方で、②にございますが、近年の木材価格 の極端な低迷とか、あるいは担い手不足による 森林所有者の投資意欲の低下等から、伐採され ました後に一定期間以上植林されずに放置をさ れました、いわゆる植栽未済地があちこちで見 られるようになっております。当委員会でもか つていろんな指摘をいただいているところでご ざいます。伐採跡地を一度放置しますと森林の 荒廃、災害発生の一因ともなりますし、また、 いざ再造林を行う場合も余分な経費がかかると いうことになりますので、やはり植栽未済地の 解消という問題は非常に大切であると考えてお ります。そのためといいますか、実態をきちん と把握しておくということが非常に大事であり まして、本年度から、新しい精度の高いと言い ますか、手法を取り入れまして、毎年、とりあ えず5年間を予定しておりますけれども、詳細 調査を実施するということにした次第でありま

す。

今回は本年度の調査結果がまとまりましたので、資料に基づきまして計画指導監が説明を行いますので、よろしくお願いしたいと思います。 私からは以上であります。

○大木計画指導監 それでは、平成18年度植栽 未済地の調査結果について説明いたします。

委員会資料の1ページをごらんください。調査目的につきましては部長が詳しく申し上げましたので、2の調査概要から説明します。

(1)調査対象地ですが、①にあります環境 森林課で作成しています森林簿から把握した伐 採跡地と、②にあります森林簿が5計画区に分 け、1年に1計画区ずつ5年ごとに更新されて いるため、森林簿の更新後から本調査までに発 生し、伐採届等から把握できました伐採跡地を 加えております。

次に、(2)調査方法ですが、本県が独自に開発し今年度から稼動しております森林地理情報化システム、略して森林GISと呼んでおりますが、これを利用しまして更新状況を調査しております。調査は、伐採・造林情報を有しております森林組合に委託して行っております。調査の手順を2ページにまとめておりますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、森林地理情報システムの定義なんですが、上段を見ていただきたいんですが、パソコンを利用しまして森林に関する文字情報、これは具体的に言いますと森林簿になりますが、と地図、写真情報を一元的に管理し、それらを組み合わせた検索、分析などを迅速に行うことができるシステムを言います。本県のシステムは、本課、出先機関に加え、市町村と森林組合でも利用できるようになっております。

次に、調査手順ですが、1、伐採跡地の抽出

をごらんください。まず、①にありますように、 伐採跡地を森林簿から選び出し一覧表を作成し ます。次に、②にありますように、森林計画図 から伐採跡地の位置図を作成します。米印にあ りますように、一覧表と位置図は相互検索がで きます。

次に、2、更新状況の調査ですが、①にありますように、1の②で作成しました伐採跡地の位置を空中写真上に落とします。次に、②にありますように、調査対象地ごとに、まず①で特定しました空中写真と造林事業実績により更新状況を判定します。これで判定できない場合、現地に詳しい人等からの聞き取りや、さらには現地調査を行い更新状況を判定します。判定は、下の写真にありますように、造林による人工更新、中ほどにあります自然に生える広葉樹等による天然更新、更新未了地に3区分します。次に、③にありますように、1の①で作成しました一覧表に調査結果を入力しますとともに、1の②で作成しました位置図に必要な修正を加えます。

入力等が終わりましたら、3、調査結果の取りまとめにありますように、調査結果の集計等を行います。

なお、下段にありますように、森林GISには①にありますように調査の迅速化や、②にありますように今後の追跡調査が容易になるなどのメリットがあります。

恐れ入りますが、1ページに戻って今回の調査結果を説明します。3、調査結果の流域別調査未済地面積の一番下、県計欄をごらんください。今回の調査対象面積は、左から2番目欄にありますが、3,957ヘクタールとなり、その調査対象のうち、人工造林または自然に生えた広葉樹等により更新が完了したもの、すなわち森

林化していると認められるものがその右欄で、1,647~クタールとなっておりました。調査対象面積(a)と完了面積(b)の差が更新が終わっていない更新未了面積となりまして、2,310~クタールとなっておりました。更新未了面積のうち、人工林の伐採後3年以上経過しても更新が完了していないもの、いわゆる植栽未済地と呼んでおりますが、この面積が1,959~クタールとなっておりますが、この面積が1,959~クタールとなっておりますが、これは、五ヶ瀬川に見ますと、五ヶ瀬川と広渡川の植栽未済地面積が大きくなっておりますが、これは、五ヶ瀬川流域内の分収林が契約終期到来に伴い伐採されたことなどが影響しております。

次に、前回調査との比較について説明します。 表下の注3)をごらんいただきたいと思います が、前回の14年調査は1ヘクタール以上の植栽 未済地を対象としましたので、1ヘクタール以 上について比較をしております。表の県計欄を ごらんいただきたいと思いますが、前回、14年 の調査が1,432ヘクタール、今回の1ヘクター ル以上が1,211ヘクタールとなっておりますの で、221ヘクタール減少しておりました。これ は、通常の森林整備事業に加えまして、16年度 から植栽未済地の解消を図る森林機能保全緊急 整備事業を実施したことなどによりまして、16、 17年度の再造林面積が15年度までと比べまして 約3割程度増加しておりまして、この影響が大 きいものと考えております。また、流域別では、 五ヶ瀬川だけが前回より大きく増加しておりま すが、これは、先ほど説明しましたように、分 収林の伐採面積の増加が影響しております。

次に、4、今後の対応方針について説明します。1へクタール以上の植栽未済地につきましては、前回調査より減少しておりましたが、今

後も継続して実態を把握する必要がありますので、(1)にありますように、森林GISを利用し、本年度から5年間、毎年定期的に調査を行う予定であります。また、(2)にありますように、伐採届け出等の際や伐採後の造林実行状況に応じまして、森林所有者等に指導を行いますとともに、(3)にありますように、森林のますように、森林のますように、できるだけ皆伐を避けるため、標準伐期齢以上の高齢林の間伐を行います高齢級間伐などの森林整備の推進に加えまして、天然力によります更新なども利用しまして、植栽未済地の縮減、解消に努めていくこととしております。以上で説明を終わります。

〇丸山委員長 執行部の説明が終了いたしました。報告事項についての質疑をお願いいたします。

○河野委員 森林GISは市町村、森林組合情報の共有化ということで挙げられていますが、これは我々も簡単に情報として得れるんでしょうか。何か県庁のホームページ等でリンクできるのか。

〇大木計画指導監 県庁の職員が持っています パソコンの中からはどなたでも検索できるよう になっております。

○河野委員 一般も。

〇大木計画指導監 現段階では一般の方の閲覧 はできません。まだそういう段階になっており ません。

○河野委員 別件ですが、調査結果の五ヶ瀬川、前回調査との比較で増となっていますが、災害との関連というか、結局、そういうことによって影響が出ているというところは考察できるんでしょうか。

○大木計画指導監 今回の調査地の中で治山事業等による復旧が必要な箇所と認められましたのは椎葉村で1カ所ほど、これは19ヘクタールの伐採地だったんですが、ありました。

○星原委員 植栽未済地の調査結果ということで出ているんですが、県計欄で前回よりは221へクタール減ったということでありますが、もともと想定はどれぐらい、このぐらいの数字ぐらいは減るだろうとか、あるいはもうちょっと未済地を少なくするためのそういう形になって出てくるだろうとか、そういう計画はこの5年間でどのように考えておって、この数字自体をどのようにとらえたらいいんですか。

○大木計画指導監 我々、調査する前の想定としましては、今までもずっと言ってきたことなんですが、植栽未済地は増加しているというような考え方でおりましたけど、調査をした結果、減っておりまして、これはちょっと意外な感じがしました。ただし、先ほど説明しましたように、再造林実績がそれまでは年間大体1,100とか1,200ぐらいだったんですけど、16、17年度には1,500ヘクタール程度確保できましたから、その影響が非常に大きかったのかなと後で分析したところです。

○星原委員 それと、8齢級で伐期が来ている ものとの関連で、材が安いということで一方で はまた伐採されない状況もあるのかなというふ うに思いますし、要するに材が安いことで再造 林になかなか取り組めない、その部分について は、これまでもいろんな方法で再造林に向けて の取り組みはなされているとは思うんですが、 今後の対応方針の中の森林環境税の使途とか、 あるいは(4)の高齢級の間伐、複層林施業の 推進による皆伐の抑制、その辺の取り組みを掲 げられてはいるんですが、今出ましたように、 未済地があるということは、今後の災害とか、 やっぱり県の財産という面でいけば、それがふ えることは財産が減っているのとある部分では 同じですから、最終的には221~クタールは減っ た形にはなっていますが、今後に向けては、面 積と植栽未済地の部分でいけば大体半分ぐらい はまだ未済地だというふうになっていますよ ね。この辺の取り組みは対応方針の中であるわ けですが、どれだけ増減の率を減らしていくか、 そういう部分についてはどのように考えようと されているんですかね。

○大木計画指導監 伐採跡地全体に対する再造 林につながるんですが、これが今までですと大 体70%から80%は再造林されておりまして、残 りの20%が未済地化しております。ですから、 我々としましては、少なくとも今の再造林率は 維持しつつ、森林資源の循環利用ができるよう に森林資源の造成を進めていかないといけない とも考えております。

○星原委員 それと、今、杉なら杉がわっと植えてあって、災害が起きるということで混交林とかいろんな形、あるいは県によっては杉が植えてあって広葉樹が植えてあってとか、そういう感覚でとらえていますよね。今、再造林の中ではそのような形がとられているもんなんですか。どうなんですか。

○金丸森林整備課長 再造林の実態ですけれど も、杉が約4分の3ぐらい植えられています。 あとヒノキと広葉樹というようなことで、造 林面積は、再造林は1,500へクタールぐらい ですでれども、拡大造林を含めますと1,600~ 1,800へクタールぐらいあります。その中で広 葉樹造林が近年では200へクタールぐらいござ います。委員がおっしゃいましたように、層状 に植えるとかいうような形には実際はなってお りませんけれども、例えば、公的森林整備事業 というのがございますけれども、これの中では 広葉樹を1割は植えるというような形で、尾根 筋に広葉樹を植えたりとか、谷筋に広葉樹を植 えたりとか、そんな指導もしております。

これまでの人工林の造成の状況ですけれど も、一般的には杉でしたら杉だけ一斉に植えて あると。初めて伐採時期を迎えるわけですけれ ども、現実的に現場を見てみますと、例えば、 下から上まで全部植えていると。どちらかとい えば杉に必ずしも適したところでないところま で植林してある事例がございます。そういうと ころにつきましては、植林をする前年度に造林 計画というのを出しますけれども、伐採する前 には伐採届を出すようになっております。その 際によく現地の状況等を踏まえながら、今まで 杉だったところをまた杉で全部植えるんじゃな くて、土地、土地に応じたような形で広葉樹を 植えるなり、または広葉樹を植えなくてもそこ は空き地にしておいて天然力と申しますか、飛 んできた種子等で自然に戻すというような形で 造林を指導していきたいというふうに考えてお ります。

○星原委員 結局、災害等も起きれば、河川から道路から、いろんな形で出ますよね。山がずれてきたり崩壊してくると。そういうことのかかる経費から見ると、やはりその辺の計画がなされていかないと、再造林されていく中ではその辺の検討をされていかないと、また同じような繰り返しになるというふうに思いますから、こういう未済地あたりが出てきている地域においては、今、1割程度という話でありましたが、それで済むのかどうかですが、その辺の検討とかなされていって、また20年、30年、40年先という時代を迎えたときに災害が起きないための

部分のそういうことも一方では未済地をうまく 利用しながら、広葉樹なんかの割合のとり方あ たりも、災害面から考えての検討もしていかな くちゃいけないんじゃないかなというふうに思 うんですが、そういう検討はなされているもん なんですか。

○原田環境森林部長 これから本格的な再造林時代に突入すると。恐らく森林の成熟度からいたしますと本県が一番早くそういう形になっていくわけですね。それで、いわゆる拡大造林の反省というのをまずきちんとしなきゃいかんかなと。ただ、民有林と公有林、国有林では難しいんですけれども、例えば、民有林について、植え過ぎている、人工林にし過ぎているところがある、これも事実でありますし、経営を考えますと相当数は人工林にしていかにゃいかんとなりますと、どうしても杉ということになっていくと思うんです。このバランスを少し是正していくというのは大事だと思っております。

その中で特に災害を視点に置いた造林という のが今まで欠けていたと思うんです。とにかく 材を育てて早く金にしようという経営面が中心 だったんで。それで、森林のゾーン区分をきちっ として、災害を防止する視点での造林、いわゆ る広葉樹を中心とした林層にしていく地点、そ ういう地域と、それから完全に経営を重視して いいんじゃないかという地域、それからあいだ のところがあると思うんですよね。両方の機能 を果たすと。その区分は今、一応しているんで すけど、それをもっと詳細に、いろんな今、デー タが入るようになってきましたので、森林区分 をもうちょっと詳細にやりながら、あとは所有 者の意向が非常に大事になってきますから、杉 にするのか、混交林にするのか、広葉林にする のか、その辺を十分詰めるような形の何らかの

内部検討会を設けていく必要があると考えているところであります。以上です。

〇星原委員 せっかくGISを開発されて、そ ういう形で画面上でいろいろ山の状況とかとら えられる状況であれば、どういうふうな形で災 害に強い中での再造林というのも検討ができる 状況かなと、割合とかいろいろ考えられるわけ でありまして、そういう面からと、森林環境税 あたりでも、民間の部分あたりにはその割合で、 今までは経営感覚で材を植えて、杉なら杉で収 入をということでありましたが、協力した部分 あたりについての考え方とか、何かそういうこ とも一方ではまた考えていくべきじゃないかな と。災害に関する経費の部分からいけばそうい うふうな形に回してもある部分ではいいでしょ うし、あるいは今の環境面からの部分でもそう いう果たす役割があるのかなというふうに思い ますので、広い意味でその辺の検討をされて いって、これからの20年先、30年先、あるいは50 年先のことも想定しての再造林の計画というも のを掲げていくべきじゃないかなというふうに 思いますので、今、お話をいただきましたので、 そういう検討方、よろしくお願いしたいと思い ます。

○髙橋委員 調査対象地なんですけど、ほぼ漏れなく把握されているものなのか。例えば、伐採届出書を出さにやいかん義務があるというようなことで先ほど説明があっていましたが、無届けで伐採をしているところはないのか、現地情報等からも把握されているとは思うんですけれども、おおむね調査対象地は把握していらっしゃるということで認識していいか、確認です。 ○大木計画指導監 実際の伐採跡地の割合がどれだけかという数字まではつかんでいないところなんですが、ほぼ伐採跡地は把握できた結果 だと考えています。

〇髙橋委員 わかりました。

再造林の関係で、森林環境税も導入された、これはこれで事業は進められると思うんですが、企業局の方で事業を持っていますよね。地域貢献事業で、ちょっと私も詳しくは言えませんが、例えば、一ツ瀬川流域の上流を買って植栽をしていくというような事業があった、そういうところと連携がとれているのかどうかですね。どうなんでしょうか。

○原田環境森林部長 企業局が計画をつくる際に、環境森林部と連携してやるという前提で話が来ましたので、その辺の連携は十分とったつもりであります。それで、実際、買いまして植栽をするという場合に、実務は森林組合でお願いをしたいということもございましたので、それの執行面での協力もしていくということにしておりますので、今のところ連携はとれているということです。

○髙橋委員 わかりました。よろしくお願いします。

〇丸山委員長 ほかにございませんか。

○水間委員 先ほどのGISの問題で、職員は これをパソコンでできるが、一般にはまだ開放 はしていないということのお示しだったと思う んですが、今後、各市町村あるいは森林組合、 一般でも開示ができる方向で考えておられるの か、そこら辺はどうなるんですか。やっぱりこ れは県独自のもので県が管理せにゃいかんと か、そういうことになっているのかどうか、 ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○大木計画指導監 森林簿あるいは森林計画図 等の情報につきましては、例えば、個人の方が 森林施業計画をつくりたいとかいう場合には開 示しています。ただ、これはパソコンではなく て例えば森林簿、紙として開示しております。

パソコンでだれでも見れるような状態にする ためには、個人情報が含まれています。だれさ んの山がどれだけあるか、そういう観点があり ますから、なかなか県民の方どなたもが見れる ような状態にするのはちょっと難しいかなと考 えています。

○水間委員 伐採跡地の抽出のこれを見ると、 植栽未済地の枝番というんでしょうか、ありま すね。それから、赤い括弧の中では西米良村の 261林班、そういうことですぐぱっとどこのも のだということが確かにわかりますわね。こう いうものが一つの今言う個人情報の問題である となると開示が難しいということになるんです か。

○原田環境森林部長 基本的には、せっかく整 備をした情報ですから、広く一般に提供すると いうのが望ましいと思っております。ただ、具 体的に整理をしてみないとわかりませんが、い ろんな情報がございますが、これはだめだとい うものも一部あるかもしれません。それを除い て、これについてはまずは県と森林組合等で見 れますので、一般の森林所有者はすぐ森林組合 に行けば見させてもらえる、情報を開示できる と思っておりまして、その他の関連の人でも、 もし興味のある方がありましたら、できるだけ 提供できるような方向で検討はしたいと思って おります。現時点では、まだつくったばかりで して、いろんな操作の面等々ございまして、そ れから開示できる内容がどこまでか、その整理 がちょっとできていませんので今のような答弁 になっているんですが、今後はできるだけ情報 公開を一般の人にもしていくという方向で考え たいと思います。

○水間委員 今のお話をぜひ、森林組合あたり

と各市町村の林務課というか、そこらあたりでもいつでも来ていただいたら開示しますよというような方向で、もう公開は原則の時代になりまして、その裏には個人情報の保護も含まっているんですか、なかなか難しいことですけれども、再造林を含めて、そういう状況であれば皆さんに情報開示ができるような方向で考えて見てください。お願いします。

○前本委員 植栽未済地の調査ということでやっと取りかかったというようなわけですけど、現実的には、ここ10年の代に60%以上の伐期を迎えた杉が、物すごい量で宮崎は産出できる状況にあるわけですが、一方では、価格低迷あるいは担い手不足というような悪条件の中で、林業経営をしていく上で、再造林をするということに関しまして、もうからんければせんよと、民間は。50年もかかって何でせにやいかんか、孫のためにつくるようなもんじゃがというような話になりまして、なかなか再造林というような話になりまして、なかなか再造林ということまで踏み切れんという現実があるわけですね。そのあたりを根本的に調査をした後でどうするかということを、基本的、長期的な構想を打ち出してほしいと思います。

それと、もう一つは、宮崎県は林業県と言われますが、一方では、林業によりまして山地崩壊というデメリット面も出ているんですよ。過密植栽、杉の植えっ放し、補助金を出しまして随分杉を植えた時代がありますよね。じゃ、今度は補助金を出して切らせにやいかんですよ。そうしないと植えっ放しでじいちゃん、ばあちゃんは死んでしまって、息子はサラリーマン、孫はおらん、森林は荒れ放題という状況になった責任は、やっぱり県にあると思うんですよ。ですから、市場開発をしていくとか、そういう大事さもありますけど、いかにして未済地に対

しまして造林を図るべき将来性を立てるかとか、あるいはきちんとした林業経営の基本的な姿勢を打ち出していくかということを、ぜひ、この調査とともに、何のための調査かということはそのための調査であるということをきちんと認識した上での今後の見通しを立ててほしいと思います。以上です。

○原田環境森林部長 前本委員の言われるとおりでありまして、とりあえず現状をきちんと把握すると。かつて、14年ですか、一応調査はしているんですけれども、当時は聞き取り等々が中心で、正確だったかどうか、そこもちょっと疑問な点もあります。今回はかなり精度が上がっているということで、実態がよくつかめると。それから、これは継続して5年間やるということで、その先もまたやることになると思いますけれども、かなり詳細な実態が毎年把握できると、それが1つあります。

それで、未済地対策はその上で、じゃ、解消 するためにどんな対策を打つかと。今も打って いますけど、それで不十分ならまた新しい対策 を考えるということが1点ございます。

それから、未済地を出さない対策というのが 非常に大事だと思っておりまして、おっしゃる とおり、森林の後継者等がいない人は自分の代 で切ったら後はだれも受け継がないし、自分が 所得を得るわけでもありませんから、もうやめ たという人が結構いるようですので、それを解 消していくことが未済地を出さないということ になりますので、その対策の一つとしては、終 はり現地に詳しい森林組合等がそういう後継者 等のいない人によく相談に乗って、補助金等を 使いながらやれば、そんなに投資をしなくても 再造林ができますし、また山が育っていきます と。その辺の施業をよく説明して受託してい 制度をことしから森林組合を中心にやろうという動きを1つしているところであります。その他にも対策があるかもしれませんが、今回の調査を踏まえていろんな手段を講じていきたいと思っております。以上です。

○前本委員 森林環境税という新しい税制度の 改革が行われまして、一般県民にも応分の負担 をしていただくという制度になったわけです ね。これは大切なことだと思いますけど、税を 施行したことによる効果というんですかね、県 民に対しまして、このような効果が上がったん ですよというようなことをきちんとやっぱり森 林部として説明をして、県民の納得のいくよう な林業経営なり、林業に対する施策をぜひ実行 してほしいと。これは要望です。

○星原委員 今度出た調査結果とちょっと違う んですが、GISのソフトを本県で開発したみ たいな話だったと思うんですが、ソフトをつく るまでどれぐらいかかったのかわかりません が、仮にすばらしいソフトであれば他県に売買 というか、ソフト権利云々ということなんかは 全然検討にないもんなんですか。

○大木計画指導監 このソフトと森林簿ないし 航空写真の電子化を行いまして、これは平成15 年から3年間かけまして、**約1億5,000万円ほ どかけているところです。森林GISにつきま しては、それぞれの県がそれぞれの方法で開発 されまして、うちの方はちょうど真ん中ぐらい で開発しております。我々の県のを使いたいと いうところがあればそれは考えたいと思います けど、そういうニーズは今のところないという ことです。

- **〇星原委員** わかりました。
- **〇丸山委員長** ほかにございませんか。

※11ページ左段に訂正発言あり

なければ、私の方から御要望を少し言わさせ ていただこうと思うんですが、18年から「水と 緑の森林づくり条例」というのも施行されまし たので、これを勘案しながら、植栽未済地に関 しては県民とともにというのが大きなこの条例 の基本であろうというふうに思っておりますの で、しっかりとした植栽未済地対策はやってい ただきたいというふうに思っております。これ はただ単に植栽するだけという意味ではなく て、我々も委員会の中でも調査したんですが、 猿とかシカとかの被害も出ておりますので、そ ういった本当の自然をつくっていくんだという 気持ちも必要だろうというふうに思っておりま すので、すべてが杉を植えろとか、そういうも のではないというふうに思っておりますので、 部長の方からもそういう考えがあるということ でありますので、しっかりとやっていただきた いというふうに思っております。

また、森林GISの活用に関しては、ぜひお願いをしたいんですが、これは恐らく地球温暖化のことで、6%のうちに3.9%を森林が賄うということですが、たしか平成2年ぐらいからはしっかりと管理した森林だけがカウントできるというふうになっておりますので、この森林GISを活用すれば、どこの山が手が入っていない、間伐が進んでいないということが一目瞭然になるというふうに思っておりますので、しっかりと民間所有者の方にも、この山はまだ全然手が入っていませんよねというのを報告なり調整をして、そういった補助金等もつくれるようなシステムにしていただきたいというふうに思っています。

もう一つですが、この森林GISを使うことによって、大量の大型ロットの木材を搬出できるというところがここにあるというのであれ

ば、今言われているのは、大型ハウスメーカーは大きなロットが足りないから、取引をしないということも言われておりますので、そういったことも勘案しながら、森林GISをただつくっただけではなくて、有効に活用するようにお願いをしたいというふうに思います。以上で要望とさせていただきます。

○原田環境森林部長 「水と緑の森林づくり条例」につきまして、それを具体的にいろんな業務を遂行していくという視点で森林環境税をうまくドッキングさせて進めているところであります。森林環境税につきましては、御存じのとおり、できるだけ公益性の高い森林で放置されている森林、ここを何とか広葉樹等を中心に植栽していこうという視点が非常に大きいとですので、その辺についての事業も今、鋭意進めているところであります。3月に間に合うかどうかちょっとわかりませんが、ことしの事業の成果、実績等をまた委員会でも報告をさせていただきたいと思っております。

それから、GISの活用については、委員長がおっしゃったとおり、いろんな面で利用できていくと思いますので、これからまた工夫をしていきたいと思っておりますが、特に木材の供給面が非常に動きがよくなっております。いわらる大型の商社、建材業者等がかなり宮崎にて、り込んできているという実態でありまして、おいらと非常に疑問な点がまだあるわけでありと非常に疑問な点がまだあるわけでありと非常に疑問ないわけでありますが、実際大きな注文が来て、切ろうとしたときにがないという話があちこちで出始めていまして、やはり体制をもう一回つくり直さないかなということもございますので、これにGISのこ

ういうデータがうまく使えるどうか、また十分 調査をさせていただきたいと思います。以上で す。

〇丸山委員長 ありがとうございました。 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大木計画指導監 すいません。訂正をお願い したいと思います。森林 G I S の開発費 1 億5,000万円程度と申し上げましたけれども、 1億7,000万円程度の間違いでした。すいませ んでした。

〇丸山委員長 それでは、以上をもって環境森 林部を終了いたします。執行部の皆さん、お疲 れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時53分再開

〇丸山委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終 了した後にお願いいたします。

それでは、「宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生等について」の説明をお願いいたします。

○長友農政水産部長 農政水産部でございます。年も変わりまして、農政水産部職員、気持ちを新たに、農業、水産業の発展に引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞ、常任委員の皆様におかれましては、本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、お許しをいただきまして、座って 御説明を申し上げます。

早速ですが、お手元の「環境農林水産常任委員会資料」の1ページをお開きいただきたいと

思います。本日の委員会報告事項は、「宮崎県 における高病原性鳥インフルエンザの発生につ いて」、この1項目でございます。

もうマスコミ等で御承知と思いますが、清武 町で発生いたしました高病原性鳥インフルエン ザにつきましては、1月11日に発生が疑われる という事例の届け出を受けまして、翌12日には、 副知事を本部長といたします「宮崎県高病原性 鳥インフルエンザ対策本部」を設置いたしまし て、関係部局と十分連携をとりながら、感染拡 大の防止に向けた防疫作業に全力で取り組んで まいりまして、1月16日には、発生農場の消毒 ですとか、既に死亡いたしました鶏、あるいは 殺処分を行った鶏の焼却処分といったすべての 初動防疫措置を終了いたしました。また、1月 17日からは移動制限区域、これは発生農場から 半径10キロでございますけれども、その移動制 限区域内の第1回目の清浄性確認調査を実施い たしたところでありまして、1月20日にはその 清浄性が確認されたところであります。

農政水産部といたしましては、風評被害などによる養鶏農家や関連産業への影響も心配されますので、一日も早い清浄化に向けた取り組みと経営支援対策の検討を現在進めているところでございます。なお、高病原性鳥インフルエンザの発生以降、常任委員長を初め各委員の皆様には大変御心配をおかけしておりますけれども、引き続き御支援をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、詳細につきましては、畜産課長が 御説明をいたします。私からは以上でございま す。よろしくお願いいたします。

〇井好畜産課長 畜産課でございます。

お手元の常任委員会資料の1ページをお開き ください。本県におきまして今月13日に確認さ れた高病原性鳥インフルエンザの発生について であります。

発生農場は、清武町の有限会社谷口孵卵場黒坂農場であります。この農場では、肉用種鶏を約1万2,000羽飼育しておりました。

2のウイルスの同定でありますが、今回の高病原性鳥インフルエンザと確認されたウイルスにつきましては、1月11日、宮崎家畜保健衛生所への農場からの届け出を受け、当該農場に飼養されている鶏から血液等を採取し検査したところ、1月12日に鳥インフルエンザと思われるウイルスが分離され、翌13日につくば市にあります動物衛生研究所で調べた結果、H5亜型のA型インフルエンザウイルスであることが確認されました。また、16日には、H5N1亜型であること、さらに病原性判定試験の結果、18日にはこのウイルスが強毒タイプのものであることが判明しました。

次に、これまでの防疫措置等の対応についてであります。1月11日に、当該農場の管理獣医師から宮崎家畜保健衛生所への届け出があり、家畜保健衛生所が立入調査を行った結果、高病原性鳥インフルエンザが疑われたので、当該農場及び周辺農場に対して移動自粛の要請と状況調査を行うとともに、11日深夜、鳥インフルエンザが疑われる事例が発生したことを公表いたしました。

これを受けまして、翌12日には、県庁関係部局による対策本部を設置し、全庁的に防疫措置等の対策を実施していくこととしました。対策本部の概要につきましては、次のページに目的や組織体制図等をお示ししております。下の体制図にありますように、関係10部局の長から構成する対策本部と、関係28課長で構成する幹事会から成り、目的にありますような各種対策を

実施することとしております。

1ページに戻っていただきまして、13日でありますが、3カ所の消毒ポイントを発生確認を待たずに自主的に設置するとともに、18時に高病原性鳥インフルエンザであることが確認されたことから、家畜伝染病予防法に基づき、発生農場の周囲半径10キロメートルを移動制限区域として指定し、家禽等の移動を制限しました。この区域内には養鶏場が16農場あり、うち11農場で19万4,000羽が飼養されておりました。直ちに発生農場の防疫措置に着手し、14日には、発生農場に飼養されているすべての鳥の殺処分を行い、15日には死亡鶏を搬出し、夕方から宮崎市にありますエコクリーンプラザ宮崎において焼却処分を開始しました。

16日には、発生農場の消毒等の防疫措置、死亡鶏の焼却処分をすべて終了し、発生農場における初動防疫が完了しました。

また、17日からは、移動制限区域内の第1次の清浄性確認検査に着手し、17日の養鶏場11農場、18日の愛玩鶏10戸の検査を行い、いずれも異状は認められておりません。

2ページをごらんください。次に、高病原性 鳥インフルエンザ発生に伴う風評被害対策等に ついてでありますが、県庁ホームページやテレ ビ、ラジオ、新聞等の各種メディアを通じて、 県民に対して鶏肉・鶏卵等の安全性について呼 びかけを行うとともに、一般からの種々の鳥イ ンフルエンザに関する相談に対する窓口を設置 し、県民の不安等に対応することとしておりま す。また、宮崎県産の鶏肉や鶏卵は安全である ことを呼びかけるチラシを作成し、県内の関係 機関・団体等を通じて配布を行っております。 引き続き風評被害が出ないよう対策を行ってい きたいと考えております。 この資料中、新聞の欄につきまして、1月20 日分の読売、西日本が抜けております。追加を お願いしたいと思います。

3ページをお開きください。農家に対する経 営支援対策についてであります。お示ししてい る資料は国の対策でありまして、発生農家、移 動制限区域内の農家、さらに移動制限区域外の 農家に対して、それぞれ支援策が準備されてお ります。発生農家につきましては、防疫措置に 伴いまして飼育されている鶏が殺処分されると ともに、鶏や汚染物品の焼却等の経費が発生し ますが、これらに対しまして、患畜には評価額 の3分の1が、擬似患畜には評価額の5分の4 が手当金として、また、焼却処分に要した費用 に対しては2分の1が交付金として、家畜伝染 病予防法に基づき支払われることになります。 また、発生農家が経営を再開するために必要と なる経費等につきましては、中段の家畜防疫互 助基金等造成支援事業による経営支援互助金 や、下段の経営再開に必要な経費に対する融資 制度が準備されております。

また、次に、中ほどの移動制限区域内の農家についてでございますが、移動制限に伴い、売り上げの減少や飼料費や保管、輸送に要する経費の負担が発生しますので、これらに対して国と県で2分の1ずつを助成することになっております。また、下段の経営の継続に必要な経費に対する融資制度が準備されております。

次に、右端の移動制限区域外の農家に対しま しては、下段の経営の維持に要する経費に対す る融資制度が準備をされております。

県といたしましては、これらの国の制度をも とに、必要となる支援について現在、検討を進 めているところでございます。

次に、別冊の資料「『高病原性鳥インフルエ

ンザ』の発生に係る経過と対応状況」をごらんいただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、今回の発生農場における対応状況を写真でお示ししております。1月11日は農場の概観です。届け出を受けて家畜保健衛生所の職員が調査を行ったときの鶏舎内の様子でございます。この時点で既に死亡している鶏が見られます。

その下の移動を自粛している間の12、13日は、 消毒を実施しますとともに、農場への立ち入り を制限しております。

次のページは、14日の殺処分の様子と殺処分 した鶏を密封容器に詰めて搬出したところでご ざいます。

下の段は、鶏の搬出作業が終了した鶏舎内の 鶏ふん等の処理と消毒作業の様子で、これを終 了した段階で発生農場の防疫措置は完了しまし た。

次のページは、3カ所に設置をいたしました 消毒ポイントの様子でございます。

最後のページでございますが、今回、県で作成をいたしました啓発用のチラシをお示ししております。50万枚を作成いたしまして、関係機関、関係団体に配布するとともに、あす24日の新聞折り込みで各世帯へ配布をすることといたしております。今回の発生に当たりましては、国と連携しながら、関係機関・団体の多大の御協力をいただき、現在まで所定の防疫措置を講ずることができました。引き続き蔓延防止に全力を挙げるとともに、風評被害の防止と経営支援対策の検討を進めてまいります。以上でございます。

〇丸山委員長 執行部の説明が終了いたしました。報告事項についての質疑をお願いいたします。

○水間委員 今回の高病原性鳥インフルエンザ の発生について、非常に流れ的には素早い対応 ということで、本当に農林水産部の皆さん、畜 産課の皆さん、御苦労であったと思います。敬 意を表したいと思います。

その中でちょっとお聞きをしてまいります が、まず、写真でお聞きをしますが、1月11日、 鶏舎全景の写真ですが、大体何メートルぐらい のところでこの写真を撮られているんですか ね。どうですか。重ねて言いますが、鳥インフ ルエンザにまだこの時点では確認ができてい る、できていない、そんな状況の中で、報道の 方もそうですが、全国中継をやる、後ろが発生 した鶏舎ですと、このことが一つ言えば早期な 対応をして今度は大事になっていないからいい んですがね、恐らく2月7日にはもう解除でき るんじゃないかというような話もあるんです。 こういうことの報道規制のあり方というのも今 後の一つの課題ではないかというふうに思うん ですよ。そこらあたりで、結局、この写真を撮 られた日にちが、1月11日にここで起こったこ とが、大体何メートルのところで、10キロ以内 はだめですよと言いながらこういうことになっ ているのもちょっとと思うんですが、そこあた りはどうですか。

○長友農政水産部長 誤解があるといけません ので御説明しますが、この写真は宮崎家畜保健 衛生所の職員が撮った写真でございまして、マ スコミではございません。

○水間委員 報道の方と限定して今言ったん じゃないんですよ。あなた方もこういうことが あるとすれば後からの写真とかいうことも必要 であるし、どこかで蔓延させるような状況も起 きるんじゃないかなと、それを危惧するから ちょっと話を出しました。 それと、原因究明ということに当然言われる んですが、3棟あった鶏舎の中で真ん中だけが 起きたと。この現実は原因究明としてはどうい うことが考えられるのか。難しい話かもしれま せんが、わかっておる範囲内でちょっとお聞か せください。

〇浜口家畜防疫対策監 インフルエンザが鶏舎 に持ち込まれる経路としては、一般論として、 野鳥類、こういうものを介して侵入する経路と、 人、車、機材等の移動によって入るということ が考えられております。今回の場合は、今シー ズン、日本に発生をしていないということから 考えますとよそから来たという話になりますけ れども、真ん中の鶏舎しか出ていないというこ とはどういうことかと言われると大変難しいん ですけれども、疫学と今の状況からするとこれ が初発だろうということで、11日から周囲の鶏 舎、建物とか周囲は消毒をしておりますので、 幸いにも1棟と3棟にはそういう感染が広がっ ていないということで、農場内でもこれだけの 抑え込みができたということで、ほかには広 がっていないんだろうということが考えられま す。後は、国の方で感染経路究明チームという のが1週間以内に立ち上がっていますので、い ろいろ検討をしていただいてその辺は究明して いただくというのがこれからの仕事だと思いま す。

○水間委員 それと、つくば市にある国立の動物衛生研究所、ここにサンプルを送ったこと、これは報道の話でもあるんですが、ちょっとサンプルが少なくてもう一回追加して送ったということで、最後の18日ですか、強毒性のということになったような話ですが、こういう事態のときのサンプルの送り方というのはどのくらい送ればいいというのは何かあるんですか。これ

じゃ足りないよとつくば市の動物衛生研究所の 方から言ってきたんですか。

○浜口家畜防疫対策監 サンプルを送る場合には動物衛生研究所と協議しながら送るわけですけれども、一応、ウイルス分離、卵でありますので、その材料のウイルス量、ウイルスのふえ方によって違うんですけれども、これくらいの量であれば判定できるだろうということで12日の日に送ったんですけれども、それで判定できなかったということで、12時間ですか、翌朝まで培養した分を送って、それで判定できたということで、最初に送ったやつはウイルスの発育が十分でなかったということで、13日の分で確定したということです。

○水間委員 それと、焼却あるいは殺処分をする中で職員の方150人程度動員をされてということでした。職員の健康管理等についての事前のチェックはされたんですかね。

○浜口家畜防疫対策監 職員を150名といいますけれども、3日間、延べ350名ほど動員しておりますけれども、作業に当たるについては、保健所等の医師、看護師による問診等で作業の振り分けをしておりまして、問診で不適の方は作業を辞退していただくということで極力──極力というか、ウイルスにさらされないような状況で作業をしていただくということで、作業が終了しましたら再度問診をして帰っていただくということで、後、最終作業から10日間については福祉保健部ですか、あっちの方で動員された方についてはケアをしております。

〇水間委員 じゃ、その3日間、延べ350人の 方たちは、その後体調を崩されたという方はお られんかったというようなことになりますか。 ○宮脇農政企画課長 何名か、直接その作業に 起因するものとは限らないんですけれども、 7~8名が体調を崩したとかいう職員がおりま すけれども、ずっとフォローしておりますので、 大事には至らないという状況でございます。

○水間委員 最後にお聞きしますが、殺処分をして、二酸化炭素(炭酸ガス)を入れて容器の中で殺傷するわけですが、それを今度は運んで焼却する、こういうものを焼却する施設というのは県内に何カ所あるんですかね。

○浜口家畜防疫対策監 事前に調査をしたところでは*13カ所ぐらいあるんですが、こういったものに対応できるというのは半数ぐらいになるかと思いますけれども。

〇水間委員 半数とは半分。6カ所。

○浜口家畜防疫対策監 正確な数字じゃないんですけれどもね。なかなか難しい問題で、事前には対応していただけるという返事がなかなかもらえないんですね。こういうことが起こりますと、緊急ということで個々に対応をお願いして、今回はエコクリーンさんの方で対応していただいたということです。

○水間委員 今お話しのように、その施設は県内に数カ所あることは私も知っておりましたが、ただ、今後の問題としてちょっと問題提起をしておきたいんですが、蔓延防止をするために、広がらないために、通過市町村の、いわゆる養鶏業者があるところ、非常にこういう問題になると怖がるといいますか、うちの道路を通ってほしくない、これは口蹄疫のときにほかの鹿児島県も熊本県も大分県もそうですよ。宮崎県からトラックを出してくれるなと、そのくらい言われたときがありました。それと全く同じで、今回の話が出てから殺処分をする、その

※21ページ左段に訂正発言あり

施設へ持っていく通過市町村の首長さんの同意というんですか、それが本当に必要なのかどうかと考えるんですが、そこらあたりが一つ、本当に100%とは言えないんでしょうが、密閉して車も洗浄してちゃんと運べますよと。小林も1つは北清さんという企業があり、口蹄疫のときは非常にお世話になったときがあったんですが、今度はエコクリーンプラザが非常に近いということもあったんでしょう。

しかし、一度は農政水産部も「どうですか」 という打診をしながら、通過市町村の首長さん は「いや、うちは養鶏業者が多いからだめです」 という話になったように聞くんですよ。じゃ、 野尻町で仮に起きたらどうするかと、あるいは 途中の高岡町で起きたらどうするかと。運ぶ段 階で自分たちが運び出せない、向こうが断わっ たら大変だよというのがあるんですよ。そこら あたりは農政水産部としては、蔓延防止できる ぴしゃっとした、防護を含めた中の運び出しで すから、そこはひとつ御理解をいただきたいと いうような、農政水産部としてもそういうメッ セージをつけた中の同意のとり方というか、話 の仕方というか、今後の課題だろうと思うんで すよ。そこらあたりをちゃんとしないと、「い や、うちは来てほしくないんだ」と、総論賛成 各論反対というような、そんな考え方を持って もらうと、こういういざ急々の事態のときに大 変なことになると思うんですね。

そういうものをしっかりとした農政水産部は 農政水産部としての、畜産課は畜産課としての 処分のあり方、仕方、その搬送の経路、その説 明はぴしゃっとしていく考え方を、県民にもそ うですが、今度のことで、「うちは清武産では ありません」とか表示したお店があったとか、 これらも風評被害の流れなんですけどね。本当、 けしからんとは思いますが、すぐ是正をされた というようなことでもありますから、今後の問 題として、本当に対応は早くしていただいたと いうことは非常に私どもも、出直しの知事選で がんがんがんがんやっている中で、また鳥イン フルエンザかと、2つのものが宮崎県をどうの こうの襲ったというようなやゆされた流れもあ りますが、本当にそういう意味では、やった対 応は早かったんですが、中にはそういうような ごちゃごちゃしたことも1つ含まっていますか ら、今後の対応としては十分な農政水産部とし ての説明、各市町村の搬送のあり方、一生懸命 やられたということはわかっているんですが、 そういう首長もおられたということも頭に入れ ていただきたいなと思っております。どうも御 苦労さんでした。

〇前本委員 鳥インフルエンザ発生に伴いまし て、いわゆる発生農家とか移動制限区域内での 農家に対する助成なんですけど、ちょっと問い 合わせがありますので。卵の生産者、鶏卵業者 というんでしょうか、随分卵が、産みっ放しで、 ケースとか保管庫に対しまして、ある町におい ては10キロの移動制限区域内での生産者に対し ましてJAさんとかが対応しているということ がありますけど、ずっと卵は産みっ放しなもん ですから、保管ということと、在庫処分という ことと、経営に対します支援措置といいますか、 それに対する要望をよく聞くんですけど、移動 制限区域内における卵の移動解除といいます か、販売していいですよ、いわゆる出荷してい いですよという法律上の制約がどうなっている のかということと、今まで蓄積した卵が賞味期 限と言ったら悪いんですけど、生産して何日も たてば当然、廃棄処分ということになるんです けど、それに対する補償とか、その辺がどうなっ

ているかちょっとお聞かせいただきたいんです。

○井好畜産課長 発生農場を含めて移動制限区域内の農場につきましては、鶏卵等、移動制限をかけていくということになりますので、それぞれの農場においては物心両面大変な打撃を受けます。特に、卵の場合には毎日生産されるということで、その処理について心配されます。それにつきましては、基本的には、21日間、移動制限をかけますけれども、卵については例外措置として、この前から進めております防疫措置が終わった後の第1次の清浄性確認検査、清浄であるということになっていますけれども、それをもとに国と協議をしまして移動が可能になるという制度がございます。それにつきましては、現在、国と協議中ということでございます。

それから、農家に対する支援措置でございますけど、ここの資料にございますように、区域内農家につきましては、売り上げの減少費という形で挙げておりますが、国と県で2分の1ずつ助成をすることにしておりまして、対象としては、出荷自粛の期間を含めて、移動制限期間内における出荷が制限されたものに対して、期間中の市価と実際に最終的に取引された価格の差額を補償していくという考え方でございます。

○前本委員 今の御説明によりますと、21日間 の移動制限については例外措置として第1次の 清浄性確認をして、その確認がされた後で国と 県とで協議をしてやるということになっている と、今、その支援については協議中であるという説明が1点。それから、いわゆる出荷自粛期 間内に取引した差額のものだけ補償しましょう と。それは国が2分の1、県が2分の1、いわ

ゆる満額補償という説明に聞こえました。ということでございますが、取引はできないで出荷停止になっているわけですから、その点はどうなっているかと私はお聞きをしたわけですから、そういう取引の差額という話にはならんと思いますんで、それはもうちょっと説明をしてください。

それから、廃棄処分をしなければならんという期間に既に何日たちましたか。相当たっているわけで、相当の量がある。その量の調査を県としてはする意向があるのかどうか、もう一点お聞かせください。

○井好畜産課長 移動制限された期間内に生産 された卵等については、御意見のように、廃棄 される部分もあるわけですね、商品として使え なくて。それはもちろん含まれます。それを含 めて、とにかく廃棄されたということであれば ゼロ円ということを基準に、実際に周辺で取引 されている市価との差額について補償していく ということでございます。

○丸山委員長 畜産課長、今、大枠の被害総額が想定されていて、どれだけ国、県を合わせて補てん金なり補助金が出るのかというのをお示ししていただくと、我々も生産家に対して説明もできますので、できるだけ早く取りまとめていただいて報告をしていただくとありがたいというふうに思うんですけれども、お願いいたします。

○井好畜産課長 全体的な被害額という意味でなくて、今、お話の関連で、実際に制限区域内には9戸、11農場の方がいらっしゃるわけですね。その人たちについて、個々に今、経営相談をしております。現在においてどういう状態にあって、保管場所があるかとか、なければ保管場所を設置すればそれに対する費用の補てんも

ございます。そういう経営相談をしながら、先 ほど申しました例外措置についても同様のやり 方で、例外措置が認められれば外に販売してい くかとか、そういう内容について個々に相談を しておりまして、そういう中で最終的にどれだ けの量が廃棄されて、あるいはどれぐらいの量 が液卵としてとか、そういうような数字が固 まってまいります。そういうのが最終的に固 まったところで国なり県なりで補てんをしてい くということでございます。

○丸山委員長 そういう数字をできるだけ早く 把握していただいて、農家に対しては、経営に 関しては安心してできるんですよということを 言っていただければ、我々も生産農家に対して 今後の心のケアも含めてできるというふうに 思っておりますので、そういった対応している ということはもちろんわかっておりますので、早目に数値等を整理してほしいという要望だと いうふうに思っておりますので、早目に数値を 整理していただいて議会の方にも報告なりをお願いしたいというふうに思います。

〇井好畜産課長 進めてまいります。

○前本委員 大変お疲れになっているようですから、気の毒だとは思うんですけど、気の毒なのは農家も気の毒でございまして、今申されたように、いろいろ個別的な経営相談をされるということを聞きましたので、いわゆる被害に対しまして、出荷停止を食って大変困っていらっしゃいますので、早急な対応をせにゃいかんということが1つと、いつまでそれを引っ張るのかと。国と協議しているという話ですが、それはいつなのかということをしきりと言われます。ですから、早目に公表してください。

それともう一つですけど、いわゆる廃棄処分 したものに対してはゼロ円と算定して、それを 全額補償するというお話が出ましたので、このことも安心できるように、早く農家の人に言ってください。JAを通してとかいろいろですね。そのあたりの対応が大変心配されていますので、蔓延防止には大変県は御功績、高く評価もされるし、よく頑張られたということもあるんですけど、後のフォローが大事です。今、委員長も言いましたように、全体的なことになると調査したりいろいろと期間がかかるので、早目な農家に対する対応を県としてやってもらいたいと思います。よろしくお願いします。もう一度答弁してください。

○井好畜産課長 わかりました。精いっぱいやりたいと思っております。今、私がお話ししました内容につきましては、畜産課の職員が市町村とか関係団体と一緒になって戸別に訪問して、内容についても、今後の見通し等についてもお話をしております。確かに、当初に防疫対応が不十分だったということもあろうかと思います。そういう点で、特に移動制限農家の方々は大変心配で不安があったということをお聞きしておりまして、精いっぱい今進めておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○前本委員 個別対応はわかりましたけど、基本路線というのは、どうするというのはあるはずですから、それだけでも早く言ってください。以上です。

○外山 衛副委員長 関連ですけれども、この前、農水大臣が見えて清武町に行きましたね。 あのときに移動制限区域内の鶏卵業者、ここの 損害については県が査定をして、査定額の100 %を補てんするということの認識でよかったで すね。それを説明すれば前本委員はわかるん じゃないですか。要するに、移動制限区域内の 鶏卵農家の損害額に対しては、県が査定をして、 その査定額の2分の1を国、2分の1を県とい う、査定額の100%補てんをすると。

○前本委員 今の話を早く伝えてということです。今の話があるんであれば。それは聞いておられますか。

○長友農政水産部長 先ほど来、畜産課長が御説明しているとおりでございますけれども、被害農家──被害農家といいますか、に対しましては、初期防疫、第1回目の清浄性確認検査が終わる前からいろいろ県会議員の先生方からも御意見がございましたし、ですから、宮崎家畜保健衛生所の職員が全農家を回りまして、こういう制度がありますから大丈夫ですという説明はとりあえずは行っております。先ほど来いろいろ御要望がございますので、それらの要望に沿って、なお強力な指導をやっていきたいと考えております。以上です。

〇前本委員 わかりました。

○髙橋委員 関連してなんですが、発生源となった谷口孵卵場ですか、ここは肉用の鶏を売って経営されているところですよね。であれば、この方は売り上げ減少費というのはどこで補てんされるんでしょうか。

○浜口家畜防疫対策監 発生農場はブロイラーの種鶏ということで、種卵をとって販売されるということですので、業種としてはふ卵場ということですね。ですから、鶏が出るとか卵が出るとかというんじゃなくて、最終的にはひなを目的とした親鶏を飼っておられるところということです。発生農場につきましては、家伝法の方で殺処分をしますので、殺処分をした鶏につきましては、評価額というのは今から決めるわけですけれども、評価額の8割が手当金として交付をされます。

○髙橋委員 発生農家は、結局は殺処分費とい うのはある程度補てんされるにしても、いわゆ る収入はなくなるわけですよね。そこがちょっ と疑問だったんですけれどもね。

○浜口家畜防疫対策監 収入は鶏がいなくなる のでなくなるということになりますね。

○髙橋委員 単純に思うんですけど、こういう ところには共済保険とか、そういうのはないん ですね。

○浜口家畜防疫対策監 委員会資料の中で説明 したとおり、支援対策としましては、発生農家 は家畜防疫互助基金というのが片一方で創設さ れておりまして、これに入っておられればこれ の適用を受けるということになりますけれど も、この農家はこの時点では入っておられな かったということで、ここの適用がなくなると いうことですね。

○髙橋委員 今おっしゃったのは2段目、真ん中のやつですね。だから、いわゆる殺処分する費用はある程度出ます。そして殺したひな1羽に対して単価80円ですか、その分は収入として入るということで理解していいわけですね。

○浜口家畜防疫対策監 この2番目の制度は保険制度みたいなもので、掛金を掛けて補償をするということなんで、この農家はこれに入っていないというんで、ここの適用がないということですね。

○髙橋委員 発生農家は掛けていなかったということですね。わかりました。

○永友委員 初期体制、総力を挙げて県がやっていただいたということに改めて感謝を申し上げます。以前、物流対策で農政水産部には小言を言いましたので、今回の対応等におきましては、大変な御努力をいただきまして、感謝を申し上げておきたいと思います。お疲れさまでご

ざいました。

なお、防疫体制でちょっとお聞きしたいと思います。 3 棟の鶏舎の中で真ん中の鶏舎が発症したということですよね。これはウイルスが目に見えないものだけに大変な状況だと思いますが、今、まさに国際時代ですよな、国際時代。国際化。いつ何が起こってもおかしくないというのが、私はこの畜産界の問題であろうというふうに考えます。したがって、手っ取り早く申し上げますと、空港の防疫対策はどういうふうにされているのかというのを1点聞きたい。

○浜口家畜防疫対策監 空港に関しては、口蹄 疫以来続けていることなんですが、外国の チャーター便につきましては、タラップですか ね、あそこに消毒マットを置きまして、おりて こられる方は全員消毒をしていただいていると いうことです。

〇永友委員 チャーター便に限ったことじゃな いと思うんですよ。口蹄疫から後に全くこれが 薄れているなという感じを私は受けてきたんで すよね。ですから、ぼちぼちそれを言っておか なきゃというふうに感じておったんですが、昨 年度末のいろんな騒動で私は言いそびれてい る。思いますと、人が運ぶというのが非常に最 近は強いなというふうに私は感じます。報道機 関等では鳥がどうのこうの、もちろん、それも あるでしょう。しかし、見えないだけに、人が 媒介していくというのは非常な伝染性だろうと いうふうに感じますから、気を落とさずに、観 光誘致の問題からしますと問題も出てくると思 いますけれども、やはり水際作戦というのが大 事であろうと思いますから、そういった点は強 力に進めてほしいと思います。

それと、もう一点、ちょっとここでは言えないかなというふうな感じもいたしますが、3鶏

舎の鶏がすべて24週齢であったのかどうか、 ちょっとお伺いしたい。

○浜口家畜防疫対策監 種鶏の場合はオールイン・オールアウトということで1農場ごとの導入をするということで、3棟とも、この農場は1万2,000羽いるわけですけれども、すべて24週齢ということでございます。

○永友委員 大体もう産卵を始めているわけですよね。

○浜口家畜防疫対策監 24週齢ということで産 卵を開始しております。でも、普通、種鶏の場 合は……。

○永友委員 私が聞いていることだけを。それはわかるわけですから。

○浜口家畜防疫対策監 産卵を開始しております。

○永友委員 開始しておりますね。これから先が私は聞きたいんですけれども、ここで申し上げるわけにはいかないかなというふうな感じがしておりますから、宮崎県の養鶏、種卵ということになりますと、最悪のときには大変な状況が巻き起こるわけなんですよね。ですからあえて日齢を聞きましたが、結局、その先の問題等かなり詰められたのかどうかが聞きたかったんですが、これは後でまた個別にお伺いします。

〇丸山委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○丸山委員長 なければ少しだけ私の方からお 伺い、御要望も含めましてなんですが、先ほど 前本委員の方からもいろいろありましたけれど も、今回の場合は本当に皆さんのおかげで早目 に防疫体制ができたんですが、発生農家、また 獣医さん等が擬似のときでもいいから通報でき やすい制度をしてもらわないと、もし発生して しまったら自分の経営以上に他の農家にも非常

に迷惑をかけてしまうということで、言いづらくなってしまったらだめになる、これが発生したら大きく広がる可能性がありますので、通報をしやすいといいますか、本来そういうシステムといいますか、安心に農家経営ができるんだよというのをはっきり早く農政サイドの方で言っていただきたいというふうに思っております。

もう一つが、大分県の場合が2例目が愛玩鶏 でしたので、農家の方は防疫はしっかりしてお りますので多分大丈夫だと思うんですが、愛玩 鶏の方が一番心配でありますので、愛玩鶏に関 して市町村ごとに各データも持っているという ふうに聞いておりますので、愛玩鶏まで徹底し た防疫がとれるようなことを、農政水産部が最 後まで確認を、お願いだけするんではなくて、 市町村の方も広報とかいろんな手段を使いまし て、愛玩鶏を持っておるところにもお願いはし ているんですが、確認まで至っていないところ もあるように思っておるもんですから、愛玩鶏 までしっかりとすべての鳥、愛玩鶏も含めまし て防疫はやったということを安心されれば、農 家の方々も安心して経営に努力されますし、宮 崎県の地鶏、「地頭鶏」を中心にブランド化さ れておりますけど、安心して食される都会の方 もいらっしゃいますので、消費者に向けてもそ こまでしっかりやっているんだというのをやっ ていただきたいということをお願いしたいとい うふうに思います。

○浜口家畜防疫対策監 先ほど、県内で焼却施設13カ所と言いましたけれども、11カ所ということでございます。その中でもすべてがこういったことに対応できる焼却場ではないということでございます。訂正をさせていただきます。

〇丸山委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇丸山委員長 なければ以上をもって農政水産 部を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さ までした。

暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時51分再開

〇丸山委員長 委員会を再開いたします。 その他、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇丸山委員長 それでは、ないようですので、 以上をもって委員会を終了します。

午前11時51分閉会